

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年11月16日（月）11:49～12:09
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|----|-------|--|
| 委員 | 鈴木 亘 | 学習院大学経済学部経済学科教授 |
| 委員 | 原 英史 | 株式会社政策工房代表取締役社長 |
| 委員 | 本間 正義 | 東京大学大学院農学生命科学研究科教授 |
| 委員 | 八代 尚宏 | 国際基督教大学教養学部客員教授
昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授 |

<提案者>

- | | | |
|--|-------|--------------------|
| | 谷尻 孝之 | 岐阜県飛騨市企画商工観光部企画課長 |
| | 井畑 仁志 | 岐阜県飛騨市企画商工観光部企画課主査 |

<事務局>

- | | | |
|--|-------|---------------|
| | 佐々木 基 | 内閣府地方創生推進室長 |
| | 川上 尚貴 | 内閣府地方創生推進室長代理 |
| | 藤原 豊 | 内閣府地方創生推進室次長 |
| | 塩見 英之 | 内閣府地方創生推進室参事官 |
| | 田中 誠也 | 内閣府地方創生推進室参事官 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 飛騨市移住交流促進特区
- 3 閉会

○藤原次長 それでは、少し時間が押しておりますので早速参りますが、最後の自治体の方々ですが、飛騨市の方々においでいただいております。飛騨市から、移住交流促進特区ということで特区の御要請をいただいておりますが、全体で20分ございますので、10分以内で規制緩和の項目を中心とした御説明をいただきまして、意見交換とさせていただきます。

春の提案ということで、もう既に関係省庁とも議論しておりますので、その辺も参考に、また事務局のほうから御説明させていただきます。

内容、非公開を御希望される部分がありましたら、その場でおっしゃっていただければと思います。

それでは、原委員、お願いいたします。

○原委員 どうもお忙しいところをありがとうございます。

では、御説明をお願いいたします。

○谷尻課長 お世話になります。私ども、岐阜県の最北端の町から来ました飛騨市の者でございます。企画課の、私、課長の谷尻、それから井畑、2名で参りました。よろしくお願いいたします。

まずもって、今回の提案の背景でございますが、やはり私ども、平成16年2月に2町2村が合併したわけでございますが、そのときに人口が合わせまして3万人前後いました。ところが、今回の国勢調査でどのようになるかわかりませんが、約2万5,000から2万6,000の間で推移するのではないかとということで、消滅可能性都市という町の一つもでございます。そういった中で、人口減少がやはり一番大きな課題でございます。そういった中で、いろいろな対策はあるかと思いますが、一つには、やはりその大きな柱としまして、移住政策ということが一つ挙げられるかと思っています。

そういった中で、飛騨のすばらしさ、よさを、反面、厳しさ等々あると思いますが、体験していただく。観光でお見えになっただけではなくて、やはり少しでも、1週間程度、10日間でも過ごしていただいて、そういった生活を体験していただくことで、少しでも飛騨のそういったことを感じていただいて、できればそういった方が地元に移住していただくというようなことを目指しております。あくまでも目的は移住を目指しております。

そういった中で、今回お願いしたいと思いましたが、どこの市町村でも、今、日本全国あるかと思いますが、空き家の活用でございます。使える空き家、使えない空き家、いろいろあるわけでございますが、できるだけそういったものにふさわしい空き家をピックアップしまして、そこで移住の方が体験していただく。1週間なり10日間体験していただいて、住んでいただいて、できれば、当然、飛騨市に住んでいただくということもあります。すけれども、もし、その空き家を気に入っていただければ、購入ということもありますし、または、大家さんとの関係もありますが、賃貸というような形もあろうかと思っています。そういった意味も含めまして、いわゆる空き家を活用した移住政策につなげていきたいということもございます。

もう一つの大きな意味合いとしまして、今ありますテレワークというような、例えば東京の方が地方に来ていただいて、そこでお仕事をしていただくというようなこともあろうかと思っています。そういった大きな意味も含めまして、今回の提案をさせていただいたものでございますので、よろしくお願いいたします。

詳細は井畑のほうから説明させていただきます。

○井畑主査 失礼します。飛騨市の企画課の井畑といたします。よろしく申し上げます。

今ほど課長が申しあげました主な目的でございますが、今回の提案につきましては、そ

もそも国のほうのまち・ひと・しごとの総合戦略の中でも、お試し居住に取り組む市町村の数を倍増ということを掲げてみえます。また、そのお試し居住というのは、要するに、ありのままの生活体験をしていただくということで、その方が安心して、いきなりその地域に行って家を構えるというのは非常にハードルの高いものですので、そのありのままの生活体験というのは意味のあることかなと思っておりますが、現行の旅館業法、そもそも一泊で料金を取れば旅館業だというふうに言われると、そうしますと当然、建築基準法の絡みも出てきまして、その用途に改修が必要になったりとか、そういうことになっていきます。ということで、ありのままということになりますと、その空き家をそのまま活用することが有効なのではないかと。旅館用途への改修については、当然、多額の経費がかかってきます。今回の提案は、そのの特例措置ということで、本気の移住希望者に対して住宅用途での3日以上賃貸を可能として、地方移住の拡大につなげたいと思っております。

当然、衛生面ですとか善良な風俗の維持ということはおかかってきます。なので、一応、考え方としましては、滞在は1組。要するに、一戸建てを貸し切るという形で、その後、その家が気に入ったということなら、当然、所有者との関係で売買とか賃貸ということも可能なかなと思っております。

また、募集のときに間取りの情報とか、そういったことを開示して、契約前にも当然現地を確認していただいたり、賃貸契約という形をとりまして、行ったらどうか。また、当然、身元という話にもなりますので、身分証を提示して、宿泊者名簿もつけるというふうに考えております。

また、住宅用途でも当然、火災が起きたらどうするのだということになりますので、契約のときには、一般の住宅の賃貸とか売買とかでも、やはり消火器とか火災報知機、そういった場所の確認が必要だと思いますので、もしこういった形で実行する場合につきましても、そういった火災に関する対策はしっかり行えたらなと思っております。

こちらのほうの効果としましては、先ほどの国のまち・ひと・しごとの総合戦略のお試し居住の市町村を倍増するということにもつながってくると思いますし、先ほど課長が申しあげましたように、ふるさとテレワークということで、そちらのほうの推進にもなるかなと思っております。また、空き家の住宅ストックの流通とか利活用の促進にもなると思いますし、地方創生のテーマである地方移住の促進にもつながってくるかなと思っております。

どこの部分を規制緩和したらいいかという話になるのかもしれないのですが、そもそも旅館業ということに適用されると、ありのままの住宅なので、それを改修してしまうと、それは旅館に泊まってくればいい、旅館素泊まりでいいのではないですかという話になってしまうので、自炊体験とかも含めて、近所の八百屋さんに行ったりとか、そういったところとの交流をしたりとか、そういうことで、実際にここで生活するとういう感じかなというのを感じてもらうためには、旅館というふうに改修ではなくて、一軒の家屋とい

うことで使っていただくほうがいいのではないかと考えております。

最後に、外国人の滞在施設の旅館業法適用除外というのは既にある話ですので、身元がしっかりしている日本人でも、こういうことは可能なのではないかとということで提案させていただきました。よろしくお願ひします。

○原委員 ありがとうございます。

今、ちょっと最後に触れられたように、特区では幾つかの仕組みがあって、外国人も泊まれるような住居を宿泊利用する事業というのは旅館業の特例事業がつくってあって、これは別に宿泊する人を外国人に限定しているわけではないのですね。あと、古民家についても特例の措置があるのですけれども、今、こちらで考えられているのは、必ずしも古民家と言われるような建物には限らず、もっと幅広く空き家という理解でよろしいのでしょうか。

○谷尻課長 そうでございます。

○原委員 わかりました。

そうしたら、ちょっと事務局の御担当で、まず、古民家の特例措置、それから、その後、関係省庁と協議されているようでしたら、その状況を一度お話しただいていいですか。

○塩見参事官 事務局でございます。

古民家につきましては、古民家の伝統的建造物としてしっかりと保存が図られているものにつきましては、建築基準法の適用を除外するという制度になっておりまして、そういうものについては、基準法上の制約がないということでございます。

それから、先ほどお話しがございました旅館業法の適用除外につきましては、特区法で措置されておりますけれども、こちらにつきましては、旅館業法が適用されないものにつきましては、建築基準法の用途につきましては、旅館ではなくて住宅の扱いのまま構わないというのが現行の取り扱いになってございます。

○原委員 あと、この御提案についての協議の状況は何かお話しいただくことはありますか。

○塩見参事官 この提案につきましては、旅館業法そのものの適用についてでございますので、建築基準法というよりは、旅館業法の世界での協議がされているということでございます。

○事務局 本県に関する厚生労働省からの回答でございますが、ペーパーの一番右にありますとおり、空き家物件を活用することだけを理由に旅館業法を適用しないとするのは困難ですということで、なお、宿泊料を徴収しない場合、あるいは不特定多数の者が反復継続して宿泊するものに当たらないのであれば、旅館業法の適用を受けないということでございますので、営業許可権限を有する県のほうと、事業内容等について御相談いただきたいと、1次の回答としては厚労省からそのような回答をいただいているところです。

○原委員 宿泊料を徴収しないというのは、実費は構わないわけですね。

○事務局 食事つきとかですか。

○原委員 ええ。

○事務局 はい。

○原委員 想定されているのはそういうことではなくて、やはりちゃんと宿泊料も取って、そうでないと回らないということですか。

○谷尻課長 例えばこういったもの、現在、移住定住におきまして、日本全国、NPOさんとかいわゆる民間さんが割とやっていることが多いかと。そういった中で、できれば我々も、民間さん、NPOさんとかが移住をもしやる場合について、やはりそういった形の運営費ということもありますので、当然、基本的には実費相当分弱とは思いますが、できればしっかりと料金を取った形でやっていただければありがたいと思っております。

○原委員 わかりました。そうしたら、今までも特区の中でも古民家についての仕組みなどはつくってきていたわけですが、やはり空き家の活用とこの宿泊対応を絡めていくというのは重要な課題だと思いますので、これはまた引き続き検討していくべき課題なのかなと思います。

あと、もう一つ、もし事務局でわかれば教えていただきたいのは、多分これは同じ地方創生室なのだろうと思うのですが、お試し居住に取り組む市町村の数を倍増と言ったときの、このお試し居住はどんなところに泊まることを想定して考えられているのでしょうか。わからなければ結構ですが、恐らく、こういうところをまさに使っていくということを拡大していかないと、こんなの実現するわけがないじゃないかという気がします。

○鈴木委員 事務局に質問なのですが、旅館業法の適用除外をやるのは、特区指定されないとだめなのではないでしょうか。

○藤原次長 今までも、先ほど話がありましたけれども、文化財保護法の世界で、そういった建築物については、24時間ビデオを回せば、ビデオカメラがあればフロントは要らないという特例措置が構造改革特区で認められていたのです。さらに、そこまでいなくても、条例で自治体が歴史的建造物に指定すれば同じような扱いができるというところの規制緩和を、この国家戦略特区の特例措置という形で2年前からスタートしています。

この項目を使って、今、養父市と関西圏の兵庫県の特区、篠山市で2つの物件が出てまして、これは一応、法令の特例措置という形で手当されております。それが活用できるかどうかというのは、これは旅館的な話ですが、皆さんのオフィス的な話なのか、ちょっとその辺もどういう活用されるのかわかりませんが、一応参考にはしていただけないかと。ただ、これは特区でしかできませんので、皆さんのところに恩典が行くためには、全国措置に早く発展させなくてはならないという話がございます。

○八代委員 私がちょっと心配しているのは、この下の「移住を希望する者に貸し出す」という点ですが、この移住の意思というのは確認しようがないですね。つまり、本人が希望していると言えばそれで済むわけで、住んでみて、やはりこれは嫌だったということは全く自由なわけなのです。だから、移住希望を前提に今の旅館業法を適用除外するという

と、担当省庁は、そんなのはすり抜けになるのではないかということが当然出てきて、これは確認しようがないのですね。だから、別に、あえて移住する必要はないので、単に飛騨市をよく知るために1カ月以内3日以上滞在するということに対して、今、藤原さんが言った体験料というのもいいですし、別に学生にこだわらず、サラリーマンだって何だって。そうしないと、ちょっとここは、移住前提という、そこをつかれる可能性があると思います。

○原委員 あともう一点、先ほど言われたオフィスというところですけども、考えられているのは、オフィスとして使うというよりは、むしろ住居、主に住居でオフィス機能も備えるという理解ですか。

○谷尻課長 そうですね。

○本間委員 だから、本気度もそうなのだけれども、移住というよりも、移住しなくても空き家を活用してもらえればいいという感覚で押していったほうが、許可ないし適用除外は受けられやすいと思うのです。

○八代委員 別宅でもいいわけですね。

○本間委員 そう。だから、有効活用ということを中心に押し出したほうがいい。飛騨市さんとしては移ってきてほしいという気持ちは十分わかるのですけれどもね。

○谷尻課長 わかりました。

○井畑主査 全くおっしゃっていただいていることはすごくありがたいことなのですが、そうすると、そもそも旅館でもいいのではないかという話にもなったり、あとは、今のオフィスの話も、実際、テレワーク週間ということで、某企業さんがこの間、1週間ほど滞在されて、実際に古民家の中でテレワークをやりながら、ちょっとコミュニケーションを図りながらディスカッションもして、こういうところで生活しながら仕事ができる、すごく効率も上がったとか、本社をこちらに構えていても、向こうでもできることがあるということを知っていただいて、そういったところで、当然、生活と仕事は切り離せない、そういった意味で入れさせていただきました。

○八代委員 だから、移住ではなくて居住なのですね。移住というと、住民登録することです。要するに人が住めばいいわけですから、入れかわり立ちかわり住んだっていい。旅館とどう違うかということ、何といっても旅館は高いですからね。特に日本の場合、旅館というのは、欧米のようなホテルではなく、ホテル付きの高級レストランなのですね。そうではなくて、素泊まりの旅館というのは今もう基本的にありませんから、そういう意味では、こういうニーズは高いと思うのです。

○谷尻課長 やはり空き家ということになりますと、いろいろな視点がございまして、まさしく今おっしゃられたようなことも、確かに一つの視点かと思えます。最終的には我々も、ぶらさないようにと思ったものですから、空き家活用という、そういった意味での一つの目的として、移住というような形を一つの着目点にさせてはいただいたのですけれども、やはり皆様方がおっしゃるとおり、例えば居住であるとか、先ほどのテレワークであ

るとか、大きな意味での空き家活用ということもございます。ですから、ここら辺は我々も多少、ある意味柔軟に考えながら、かといって、やはり最終的にはできるだけ移住につながればいいなというような形で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○原委員 あとはよろしゅうございましょうか。

では、どうも大変ありがとうございました。